

羽生市企業立地促進に関する奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽生市企業立地促進条例（平成22年条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、工場等を立地し、併せて道路整備を実施した企業等に対し、予算の範囲内において公共的事業投資奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(対象企業等及び要件)

第3条 奨励金の交付の対象となる企業等（以下「交付対象企業」という。）は、条例第5条第2項の規定により指定を受けた企業等（以下「指定企業」という。）のうち次に掲げる道路整備を実施した者をいう。

(1) 法令上、工場等の立地に必要な道路整備

(2) 適用区域内における企業立地推進のため、市長が特に必要と認める道路整備

2 交付対象企業が前項各号の規定により整備した道路は、市の工事完了検査に合格したものでなければならない。

3 交付対象企業が取得した土地又は所有している土地のうち、道路整備に要した部分は、市に帰属するものとする。

(対象経費)

第4条 奨励金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、前条に掲げる道路整備費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 道路整備に要した工事費相当額

(2) 取得した土地又は所有している土地のうち、道路整備に要

した部分にかかる土地取得費相当額

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、交付対象経費を別表の定めにより算出した額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1企業等につき5,000万円を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 交付対象企業は、奨励金の交付の申請(以下「交付申請」という。)をするときは、公共的事業投資奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、指定企業としての指定を受けてから3月以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 企業立地優遇措置指定通知書の写し
- (2) 道路整備に要した工事費の領収書の写し
- (3) 道路工事仕様書・関係図面等

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、これを審査し、適当と認められるときは、奨励金の交付を決定し、公共的事業投資奨励金交付決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(奨励金の請求)

第8条 前条の決定を受けた交付対象企業は、公共的事業投資奨励金請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 公共的事業投資奨励金交付決定通知書の写し
- (2) 振込先金融機関の口座通帳の写し

(奨励金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により奨励金の請求を受けた場合は、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、指定企業が虚偽の申請その他不正な手段により、

奨励金の交付決定を受けたときは、当該奨励金の交付決定を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、公共的事業投資奨励金交付取消通知書（様式第4号）により交付対象企業に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第11条 市長は前条の規定により、奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を付して奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により奨励金の返還を命ずるときは、公共的事業投資奨励金返還通知書（様式第5号）により交付対象企業に通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象経費の区分	対象経費の決定方法
(1) 工事費相当額	<p>次に掲げる額のいずれか少ない額とする。</p> <p>ア 道路整備に要した工事費</p> <p>イ 奨励金の申請時における道路整備に係る埼玉県土木工事標準積算基準書により市が算定した額</p>
(2) 土地取得費相当額	<p>1 取得した土地の一部を道路整備したときは、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。</p> <p>ア 道路整備に要した部分に係る土地取得費</p> <p>イ 道路整備に要した部分に係る当該年度固定資産税近傍宅地評価額を0.7で除した額</p> <p>2 所有している土地の一部を道路整備したときは、道路整備に要した部分に係る当該年度固定資産税近傍宅地評価額を0.7で除した額とする。</p>

様式第1号（第6条関係）

公共的事業投資奨励金交付申請書

年 月 日

羽生市長 様

申請者 所在地又は住所
名称又は氏名
代表者名

㊟

公共的事業投資奨励金の交付を受けたいので、羽生市企業立地促進に関する奨励金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

指 定 番 号	第 号	
工場等の名称		
工場等の所在地	羽生市	
事業開始年月日	年 月 日	
公共的事業投資奨励金 交付申請金額	工事費相当額	金 円
	取得費相当額	金 円
	合 計	金 円
添 付 書 類	(1) 企業立地優遇措置指定通知書の写し (2) 道路整備に要した工事費の領収書の写し (3) 道路工事仕様書・関係図面等	

様式第2号（第7条関係）

公共的事業投資奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

所在地又は住所

名称又は氏名

代表者名 様

羽生市長



年 月 日付で申請のあった奨励金について、羽生市企業立地促進に関する奨励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

指 定 番 号	第 号	
工場等の名称		
工場等の所在地	羽生市	
奨励金の交付決定額	工事費相当額	金 円
	取得費相当額	金 円
	合 計	金 円

様式第3号（第8条関係）

公共的事業投資奨励金請求書

年 月 日

羽生市長 様

申請者 所在地又は住所
名称又は氏名
代表者名

㊟

羽生市企業立地促進に関する奨励金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり奨励金を請求します。

記

指 定 番 号	第 号	
工場等の名称		
工場等の所在地	羽生市	
奨励金の請求額		
振 込 先	金融機関名	
	口座番号	1 普通 2 当座
	(フリガナ) 口座名義人	
添付書類	(1) 公共的事業投資奨励金交付決定通知書の写し (2) 振込先金融機関の口座通帳の写し	

様式第4号（第10条関係）

公共的事業投資奨励金交付取消通知書

第 号
年 月 日

所在地又は住所

名称又は氏名

代表者名 様

羽生市長



羽生市企業立地促進に関する奨励金交付要綱第10条第2項の規定により、下記の公共的事業投資奨励金の交付決定を取り消したので通知します。

記

指 定 番 号	第 号
工場等の名称	
工場等の所在地	羽生市
取 消 理 由	

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、羽生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、羽生市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第11条関係）

公共的事業投資奨励金返還通知書

第 号
年 月 日

所在地又は住所

名称又は氏名

代表者名 様

羽生市長



羽生市企業立地促進に関する奨励金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

工場等の名称	
工場等の所在地	羽生市
返還金額	円
返還期限	年 月 日
返還方法	

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、羽生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、羽生市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。